

各 位

2015年12月16日

本日決定の与党税制改正大綱について

一般社団法人 日本書籍出版協会
理事長 相賀昌宏
一般社団法人 日本雑誌協会
理事長 石崎 孟
一般社団法人 日本出版取次協会
会長 藤井武彦
日本書店商業組合連合会
会長 船坂良雄

本日、与党が来年度の税制改正大綱を決定し、消費税の軽減税率適用の検討項目として「書籍、雑誌」が盛り込まれました。

出版物(書籍、雑誌)は、健全な民主社会の基盤となる重要な知的インフラであり、知力、技術力、国際競争力の源でもあります。また、国の未来を担う子どもたちにとって読書体験は人格形成の基本を構築する上で必要不可欠なものです。

新聞と同様、消費税率10%引上げと同時に、出版物に軽減税率が適用されることを強く求めます。

以上

【問合せ】日本書籍出版協会 (Tel.03-3268-1303)